

幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する要綱の改正について

1 改正理由

幼保連携型認定こども園設置認可等に関する要綱で引用する通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の廃止などに伴う所要の規定の整理を行う。

2 改正内容

【国発出通知の文書番号及び発出者について】

国が発出する通知の「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に係る文書番号及び発出者を「平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知」から「令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知」へと改める。

3 関係通知

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）

4 施行期日

令和5年10月10日